

パブリックコメント手続き結果概要

1. 案件名

「交野市開発指導要綱（改正案）」

2. 実施機関（担当所管課等）

- (1) 名称 : 交野市都市整備部開発調整課
(2) 所在地 : 〒576-8501 交野市私部1丁目1番1号（市役所別館2階）
(3) 電話番号 : 072-892-0121

3. 概況

- (1) 意見等募集期間 : 開始 平成29年 1月10日（火）から
終了 平成29年 2月10日（金）まで
(2) 結果周知手段 : 広報かたの、交野市ホームページ
(3) 結果資料公表場所 : 交野市ホームページ、情報公開コーナー、
実施機関 市役所別館2階 開発調整課

4. 受付した意見等の件数

合計 1件（延べ 16件）

（注）一回の提出で複数項目に意見をいただいたものがある場合、それを分けて延べ件数として（ ）内に記載した。

5. 受付した意見等の結果

- | | |
|-------------------------|-----|
| (1) 全般に関する意見 | 0件 |
| (2) 交野市開発指導要綱本文に関する意見 | 7件 |
| (3) 交野市開発指導要綱施行基準に関する意見 | 5件 |
| (4) その他、パブリックコメント対象外の意見 | 4件 |
| 合計 | 16件 |

6. 意見等に対する考え方・対応

- (1) 全般に関する意見
意見なし

(2) 交野市開発指導要綱に関する意見

意見等の概要	意見等に対する考え方・対応	件数
第6条 砂防3法、森林法、自然公園法、かかる地区の開発抑制を明記すべきである。	・各種法令において、必要に応じた抑制がなされております。	1
第17条 商品搬入時等を考慮するなら、前面道路から1.5m以上後退では、公道に車両がはみだすことから、駐車場用地等の設置基準を考慮し、2.25m以上とすべきである。	・商品搬入については、駐車場を確保し商品の搬入をするよう求めており、利用者の安全性の確保及び商品搬入時等を考慮し、1.5m以上後退して建築するものとしております。	1
第19条 住工混在による地元工業への悪影響と住環境の悪化を考慮し、本市の工業地への住宅開発を抑制する姿勢を明記すべきである。	・抑制することを明記しております。	1

<p>第30条</p> <p>0.3ヘクタール以上を対象とする場合、ミニ開発にすれば公園等の設置が必要なくなり、場合によっては、公園等が設置されないまちづくりがおこなわれるおそれがある。隣地の開発を含め、一定の規模の公園等が設置される開発指導要綱とすべきである。</p>	<p>・0.3ヘクタール以上の開発行為を行う場合については、開発面積の3%以上の公園の設置するものとしております。</p>	1
<p>第32条2</p> <p>管理者、地区水利関係団体、施設水路所有者、だけではなく、河川の下流及び周辺住民の同意を明記すべきである。</p>	<p>・雨水及び雑排水の放流先同意については、1次放流先の管理者及び権利者の同意と考えております。</p>	1
<p>第36条</p> <p>公共・公益施設に限らず、公共・公益物への広告物の掲示を禁止すべきである。</p>	<p>・公共・公益施設には、屋外広告物の掲示を禁止しております。</p>	1
<p>第40条</p> <p>瑕疵の保証期間が1年間と短く、結果、瑕疵が露見しない可能性があることから、延長すべきである。</p>	<p>・瑕疵の延長する事は、1年間が妥当と考えております。また瑕疵が開発者の故意又は重大な過失により生じた場合は、1年を経過した後においても、開発者の責任において補修整備を行うものとしております。</p>	1

(3) 交野市開発指導要綱施行基準に関する意見

<p>道路築造等施行基準1</p> <p>・大規模な開発であっても、一般区画道路の幅員が一律4.8以上となっていることから、6メートル以上とすべきである。</p> <p>・開発区域に接する既存道路が6m未満の場合、既存道路の中心線から3m以上道路後退するようにすべきである。</p>	<p>・開発面積及び道路の種別に応じて、道路幅員を定めております。また、既存道路においても、道路管理上、必要と思われる場合及び他法令も考慮し指導することになります。</p>	1
<p>道路築造等施行基準2</p> <p>・袋路道路は、防災上の観点から避けるべきであり、開発区域に限らず、既設袋路状道路を含め、3.5m未満とすべきである。現在の交野市の道路築造等施行基準では、開発を繰り返せば、延々袋路道路が延伸されることになる。</p>	<p>・袋路道路については、交野市開発指導要綱でも、原則避けられるものとしております。</p>	1
<p>公園等の設置基準1</p> <p>・0.3ha未満の開発の場合、公園等の設置が不要となることから、ミニ開発を助長する恐れがあり、一定の負担を求めべきである。</p> <p>・開発残地を公園等に充てることによる公園等の効果性の低下を避けるべきであることから、一定、公園等の形状についても規制すべきである。</p>	<p>・開発者への一定の負担については、現時点では考えておりません。また、地区住民の利用しやすい位置に設置し、安全かつ有効に利用できる形状にするものと定めております。</p>	1
<p>公園等の設置基準2</p> <p>・公園等の集約化について言及すべきである。</p>	<p>・公園等の集約化について、現時点では考えておりません。</p>	1
<p>ごみ集積施設設置基準4</p> <p>・鳥獣等による飛散防止策を義務づけるべきである。</p>	<p>・ごみ集積施設の維持管理は、管理者、所有者、ごみ集積施設を使用する住民で、常に清潔に保つようにしております。</p>	1

(4) その他、パブリックコメント対象外の意見等

<p>・開発指導要綱の改正であるにもかかわらず、新旧対照表がなく、結果、改正点がわからないことから付属するべきである。</p>	<p>・今後につきましては、市民に交野市開発指導要綱の内容について、ご理解頂けるよう、関連する資料等も合わせて公表する内容について、検討し向上してまいります。</p>	<p>1</p>
<p>・商業地域等における開発についても明記し、商住混在に対する市の見解を明記すべきである。</p>	<p>・商業地域等の商住混在で要綱の記載が必要となれば、検討し、要綱の改正を行っていきたいと考えております。</p>	<p>1</p>
<p>・開発地域と通学路が隣接する場合や開発地域に通学路を設定する場合、交野市教育委員会との協議を必須とすべきである。</p>	<p>・市内で開発事業がある場合は、事前協議先として、交野市教育委員会も協議先となっております。</p>	<p>1</p>
<p>第3 集会所等地域施設設置基準 私部南4丁目の開発にて、集会所設置基準を逸脱した開発が行われており、市は猛省するとともに、設置基準を順守するべきである。</p>	<p>私部南4丁目につきましては、地区計画の中で全体的なまちづくりを目指しておりますので、開発指導要綱の規定をすべて適用する訳ではございません。</p>	<p>1</p>